



港内交通管制室との統合のお知らせ

平成30年1月1日をもちまして、千葉・東京・横浜・川崎港内交通管制室は東京湾海上交通センターとの統合のため、廃止となります。これまでの港内交通管制業務はすべて東京湾海上交通センターにおいて実施します。



東京湾における海上交通管制の一元化について

～ 船舶の運航を安全・効率的に支援するため、東京湾が生まれ変わります ～

平成30年1月1日 東京湾内の各港内交通管制室と東京湾海上交通センターを統合 **新東京湾海上交通センター発足**
 平成30年1月31日 改正海上交通安全法及び改正港則法 施行予定 **新たな制度に基づく運用開始**
 (改めて周知します。)

東京湾海上交通センター

〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎
 電話番号 045-225-9118 (代表TEL)

海上交通安全法の航路通報及び港則法の事前通報の通報先は次のとおりです。

航路通報	事前通報
045-225-9140 (TEL)	千葉 045-225-9150 (TEL)
045-225-9141 (TEL)	045-225-9153 (FAX)
045-225-9142 (FAX)	東京 045-225-9151 (TEL)
	045-225-9154 (FAX)
	川崎/横浜 045-225-9152 (TEL)
	045-225-9155 (FAX)